

東京大学大学院農学生命科学研究科  
生物材料科学専攻（木質材料学研究室） 准教授 公募

1	職名	准教授
2	募集人数	1名
3	採用予定日	令和7年1月1日（予定）
4	任期	なし
5	勤務地	東京都文京区弥生1-1-1 弥生キャンパス 変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
6	所属□	大学院農学生命科学研究科 生物材料科学専攻 木質材料学研究室
7	業務内容	1) 研究領域：木質材料学、木質構造学に関する領域 2) 教育： （大学院）木質材料学特論、木質構造学特論、生物材料科学特別実験I・II、生物材料科学演習、生物材料科学特別演習 他 （学部）木質構造科学概論、構造力学、木質材料学I・II、木質構造学、住宅計画論、建築設計製図I、建築設計製図演習I、木質構造科学実験、木質構造科学実習、森林科学実習、木質構造科学演習、卒業論文（木質構造科学専修）他 上記に加えて、教養学部前期課程の講義を担当していただくことがあります。また大学院の講義科目は英語で授業していただくことがあります。 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
8	就業時間	専門業務型裁量労働制（1日7時間45分働いたものとみなされます。）
9	休日・休暇	土・日、祝日法に基づく休日、年末年始（12月29日～1月3日） 年次有給休暇、特別休暇、忌引休暇 等
10	給与	学歴・職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。 参考 博士修了/34万円～ 諸手当、賞与（年2回）、通勤手当（原則55,000円まで）の他、本学の定めるところによる。
11	社会保険等	文部科学省共済組合、雇用保険（法令の定めるところにより加入）
12	応募資格□	1) 博士号取得者（または採用日までに取得見込の者） 2) 木質材料学、木質構造学の研究分野において優れた研究業績を有し、学生の教育指導（木造建築コースの社会人学生を含む）等を積極的に行えること。 3) 上記2)の研究分野に関する基礎および応用研究を積極的に展開・推進する事が期待できること。 4) 上記第7項に掲げた講義・演習を担当できること。 5) 日本語で行われる会議などで意思疎通ができること。
13	提出書類	1) 履歴書（東京大学統一履歴書を以下のURLからダウンロードし作成すること。） <a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html">https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</a> 2) 研究業績（著書、原著論文、総説、その他） 3) 教育業績 4) 社会貢献(学会活動、委員会活動等) 5) 競争的資金の獲得状況 6) 主要論文別刷5編以内

		<p>7) これまでの研究概要(1000 字程度)</p> <p>8) 着任後の研究方針(1000 字程度)</p> <p>9) 教育計画と抱負(1000 字程度)</p> <p>10) 自己の研究・教育経歴等について評価できる方2名の氏名、職名及び連絡先</p>
14	応募締切	<p>令和6年8月16日(金) 必着</p> <p>書類選考の上、合格者に対し面接を実施します。</p>
15	書類送付先 及び 問い合わせ先	<p>〒113-8657 東京都文京区弥生1-1-1</p> <p>東京大学大学院農学生命科学研究科 生物材料科学専攻 担当：恒次祐子</p> <p>TEL：03-5841-5248</p> <p>E-mail：a-yukot[at]g.ecc.u-tokyo.ac.jp（[at]は@に置き換えてください）</p> <p>封筒に「准教授 応募書類在中」と朱書し、記録が残る方法で送付のこと。</p> <p>海外からの応募の場合は、応募書類の電子媒体の送付も可とする。</p>
16	試用期間	採用日から6ヶ月間
17	募集者名称	国立大学法人東京大学
18	その他	<p>応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。</p> <p>取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。</p> <p>東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。</p> <p>受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）</p> <p>採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。</p>